

令和元年度 第1回

仙台市学校給食運営審議会

《 資 料 》

■ 委員名簿	1
■ 学校給食関係職員一覧	2
■ 仙台市学校給食運営審議会条例	3
■ 仙台市学校給食運営審議会実施要領	4～5
■ 議事関係資料	
・ 主食・牛乳の価格動向及び副食費（食材購入可能額）の推移	6
・ 給食用物資契約単価推移	7～8
・ 他都市の学校給食費の状況（平成31年4月現在）	9
・ 栄養量の確保について	10～13
・ 地場産物の利用促進について	14～17
・ 食材価格の状況について	18～20
・ 学校給食費改定額の考え方について	21
・ 異なる給食費単価統一について	22～23
・ 栄養強化食品をした場合の栄養量の改善及び献立例等について	（別冊）

仙台市学校給食運営審議会 委員名簿

(任期：令和2年11月12日まで)

	氏名	肩書	選出区分	備考
会長	イワサキ カオル 岩崎 薫	仙台市小学校教育研究会 学校給食研究部会長	学校給食研究団体の代表	単独調理校方式
副会長	タンノ クミコ 丹野 久美子	宮城学院女子大学生生活科学部食品栄養学 科准教授	学識経験者	
委員	イワイ ヒロミ 岩井 博美	特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者 支援ネット	学識経験者	
	イワサキ ナオコ 岩崎 奈緒子	仙台市学校薬剤師会理事		
	カワムラ カズヒサ 川村 和久	一般社団法人仙台市医師会理事		
	ハナオカ ヨウジ 花岡 弘二	一般社団法人仙台歯科医師会常務理事		
	ヒライ ミどり 平井 みどり	仙台市議会議員		
	ゴトウ ケイコ 後藤 景子	仙台市立八木山小学校校長	小、中学校の校長	給食センター方式 (太白学校給食セン ター)
	タカハシ アヤコ 高橋 綾子	仙台市立大沢中学校校長		給食センター方式 (南吉成学校給食セン ター)
	オウザキ ヒロコ 岡崎 博子	仙台市小学校教育研究会 学校給食研究部会栄養教諭・学校栄養職 員部会長	学校給食研究団体の代表	単独調理校方式
	サトウ シュウコ 佐藤 修子	仙台市中学校教育研究会 学校給食研究部会長		給食センター方式 (荒巻学校給食セン ター)
	アシザワ ヨシアキ 蘆澤 義章	仙台市立鶴谷中学校父母教師会会長	児童及び生徒の保護者	給食センター方式 (荒巻学校給食セン ター)
	オオバ マナミ 大場 愛美	仙台市立将監東中学校父母教師会会長		単独調理校方式
	オノデラ ケイジ 小野寺 啓次	仙台市立遠見塚小学校父母教師会会長		給食センター方式 (高砂学校給食セン ター)
	キムラ ヒロミ 木村 ひろみ	仙台市立新田小学校父母教師会会長		単独調理校方式
ゴトウ ユキコ 後藤 由起子	仙台市立南材木町小学校父母教師会会長	給食センター方式 (太白学校給食セン ター)		

(選出区分別、委員氏名五十音順、敬称略)

令和元年度 仙台市学校給食関係職員一覧

職 名	氏 名
教 育 長	サ 佐 サ タ キ ヒ ロ シ 木 洋
副 教 育 長	カ ネ コ マ サ シ 金 子 雅
次 長	モ キ カ ア キ 本 木 一 昭
総 務 企 画 部 長	チ バ シ オ 千 葉 茂 雄
健 康 教 育 課 長	ニ ザ フ オ 西 崎 文 雄
健康教育課 主 幹	ヒ セ キ フ ミ 廣 瀬 清 文
〃 給食管理係長	カ タ ヨ ノ 金 田 佳 紀
〃 給食事業係長	サ ト ウ カ マ サ 佐 藤 一 正
〃 給食事業係主査	カ タ チ カ 鎌 田 千 佳
〃 給食事業係主査	チ バ ヒ ミ 千 葉 広 美
〃 給食事業係指導主事	サイ ト ミ ユ キ 齋 藤 ミ ユ キ
太白学校給食センター所長	ヨ ヤ ヒ ロ シ 横 山 浩
荒巻学校給食センター所長	セ ガ ヒ ロ シ 瀬 川 宏
高砂学校給食センター所長	ナ タ ヒ ユ キ 中 田 秀 行
野村学校給食センター所長	オ ノ デ ト ノ 小 野 寺 利 典
南吉成学校給食センター所長	チ タ ア キ ラ 千 田 明

○仙台市学校給食運営審議会条例

昭和五一年三月三十一日
仙台市条例第三号

(設置)

第一条 教育委員会の諮問に応じ、市立義務教育諸学校における学校給食の業務の運営に関する重要な事項を調査審議させるため、仙台市学校給食運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(平一三、三・改正)

(組織)

第二条 審議会は、委員十七人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 小、中学校の校長
- 三 学校給食研究団体の代表者
- 四 児童及び生徒の保護者
- 五 関係行政機関の代表者

(昭六二、九・改正)

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長一人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第五条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(平一三、三・旧第七条繰上)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭六二、九・改正)

この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則(平一三、三・改正)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

仙台市学校給食運営審議会実施要領

(平成7年3月27日教育長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、仙台市学校給食運営審議会の会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 仙台市情報公開条例（平成3年仙台市条例第2号）第6条に規定する情報を取り扱うことが明らかな場合
- (2) 非公開とすべき旨の出席委員の発議に対して出席委員の3分の2以上の同意があった場合
- (3) 次回の会議の公開について、非公開とするかどうかの決定を会長に一任することにつき、出席委員の3分の2以上の同意があり、かつ、会長が非公開とする決定をした場合

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴しようとするものは、受付において住所、氏名等を備付けの用紙に記入しなければならない。

- 2 傍聴席の定員は原則として20名とし、傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、会場等の都合により、これにより難しい場合は、会長がその都度、別に定員を定める。
- 3 傍聴人が傍聴席に入場するときは、係員の指示に従い、指定された席に着かなければならない。
- 4 凶器その他危険な物を持っている者、酒気を帯びている者その他議事の運営に支障を及ぼすと認められる者は、入場することができない。
- 5 傍聴人は次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議中は、静かに傍聴し、拍手をしたり発言をする等会議の進行を妨げるような行為をしないこと
 - (2) はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと
 - (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長がこれを認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為は行わないこと
 - (6) その他、議場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
 - (7) 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと
- 6 会長は、次の場合には傍聴人に対して、その行為を制止し、又は退場を命ずることができる。
 - (1) 傍聴人が前項の規定に反したとき
 - (2) 議場の秩序をみだすおそれがあるとき
 - (3) その他議事の運営上必要があると認めるとき
- 7 傍聴人には、非公開の部分を除いた議案及び会議資料を原則として配付する。
- 8 非公開の部分を除いた議案及び会議資料については、会議終了後、仙台市市政情報センター及び各区情報センター（以下、「センター」という。）において、市民等の閲覧に供するものとする。

(会議録の作成)

第4条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

- 2 会議録は、事務局において作成する。
- 3 会議録は、原則として要点筆記の方法による。

(会議録の記載事項)

第5条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の年月日
- (2) 開会及び閉会の時刻
- (3) 出席委員の氏名
- (4) 出席事務局職員の職氏名
- (5) 説明のために出席した者の職氏名
- (6) 議案
- (7) 議事の経過
- (8) その他会議において必要と認める事項

(会議録の署名)

第6条 会議録には、会長及び会長の指名した委員1名が署名しなければならない。

- 2 署名後の会議録については、その写し(非公開の部分は除く。)をセンターにおいて市民等の閲覧に供するものとする。

(議場の秩序維持)

第7条 会長は、議場の秩序維持に努めなければならない。

- 2 会長は、前項の秩序維持のため、必要な措置を執ることができる。

(その他)

第8条 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育局総務企画部健康教育課において処理する。

附則

この要領は、平成7年4月1日から実施する。

附則(平成11年8月31日改正)

この改正は、平成11年8月31日から実施する。

附則(平成13年3月16日改正)

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

主食・牛乳の価格動向及び副食費(食材購入可能額)の推移

小学校

(単位:円)

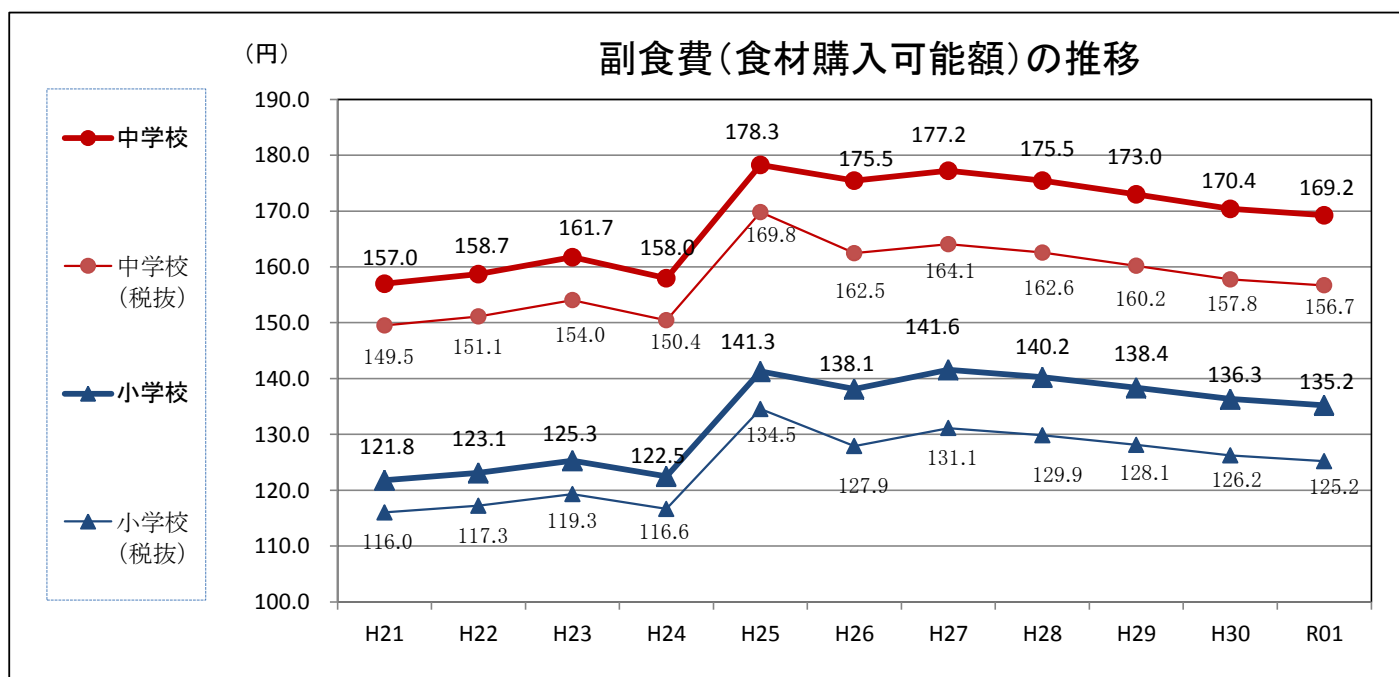
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
給食費(A)	225.0	225.0	225.0	225.0	245.0	245.0	245.0	245.0	245.0	245.0	245.0
主食価格(B)	59.7	58.8	56.5	59.2	60.5	61.1	57.0	57.9	59.6	61.4	62.1
パン(規格パン60g) H27以降は50g	48.2	47.0	46.9	47.7	47.3	49.4	47.9	48.8	49.0	49.6	50.4
米飯(80g) H27以降は70g	67.4	66.6	62.9	66.8	69.2	68.8	63.0	63.9	66.7	69.2	69.9
牛乳価格(C)	43.4	43.1	43.2	43.4	43.3	45.8	46.4	46.9	47.0	47.3	47.7
副食費(A-B-C)	121.8	123.1	125.3	122.5	141.3	138.1	141.6	140.2	138.4	136.3	135.2

中学校

(単位:円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
給食費(A)	268.0	268.0	268.0	268.0	290.0	290.0	290.0	290.0	290.0	290.0	290.0
主食価格(B)	67.6	66.2	63.1	66.7	68.5	68.7	66.4	67.6	70.0	72.4	73.1
パン(規格パン80g)	52.3	50.5	50.4	51.4	50.9	53.3	53.8	54.7	54.7	55.2	56.1
米飯(110g)	77.8	76.7	71.5	76.8	80.1	79.0	74.7	76.2	80.1	83.8	84.4
牛乳価格(C)	43.4	43.1	43.2	43.4	43.3	45.8	46.4	46.9	47.0	47.3	47.7
副食費(A-B-C)	157.0	158.7	161.7	158.0	178.3	175.5	177.2	175.5	173.0	170.3	169.2

- ※ 4月1日契約時の単価に消費税を含む。但し、平成25年度までは税率5%、26年度以降は税率8%。
- ※ 主食価格はパン及び米飯の実施割合(パン2回/週、米飯3回/週)に応じて加重平均して得たもの。
- ※ 副食費は、給食費より主食価格及び牛乳価格を減じて得たもの。
- ※ 平成27年度以降は、小学校(低学年・中学年)の主食を10g減としている。



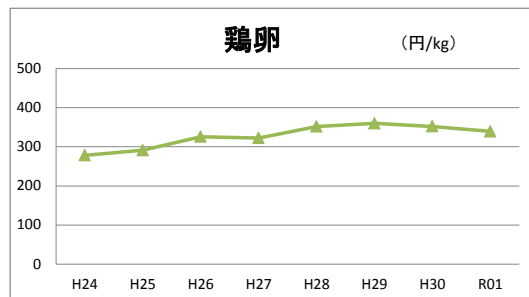
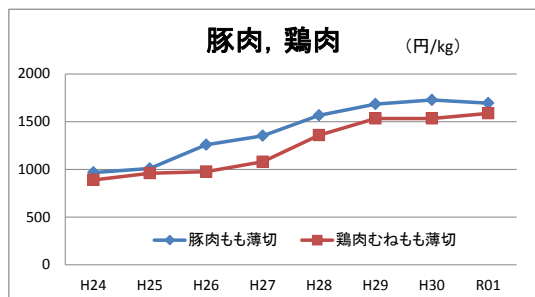
給食用物資契約単価推移

食材価格の動向①

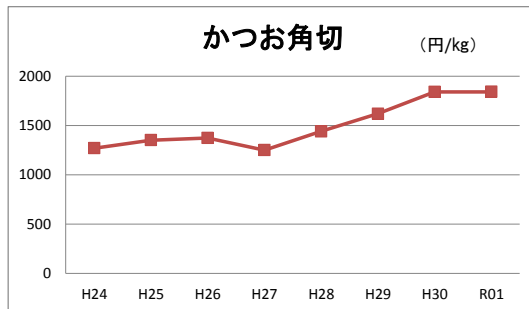
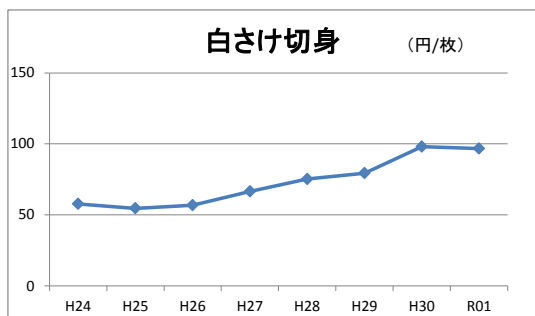
※消費税込み

(荒巻学校給食センター月契約物資の年間平均価格、令和元年度は7月までの平均価格)

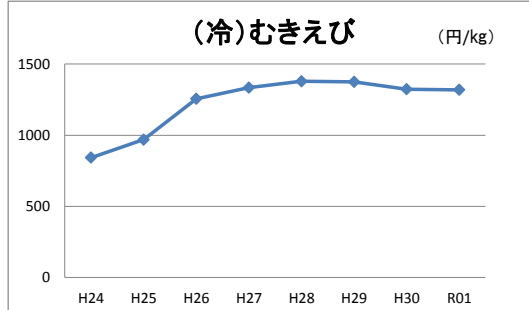
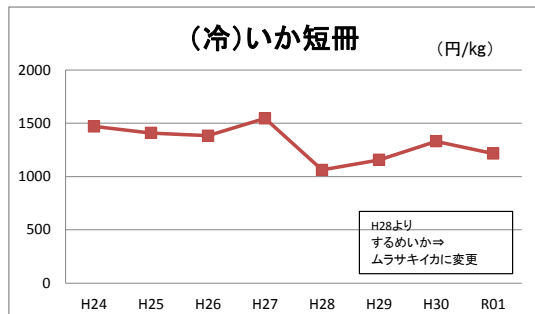
A類(食肉・鶏卵)



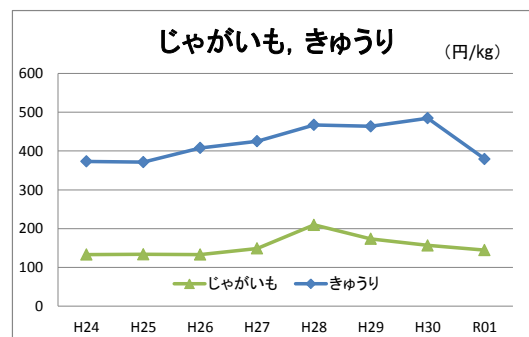
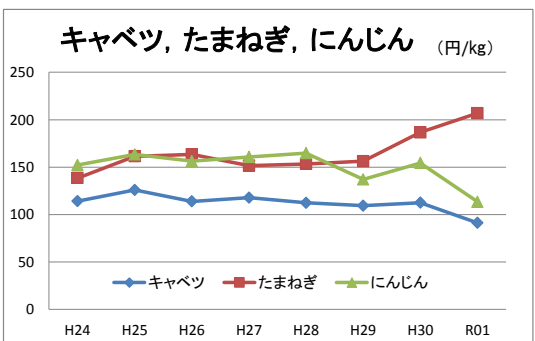
B類(魚・練り物)



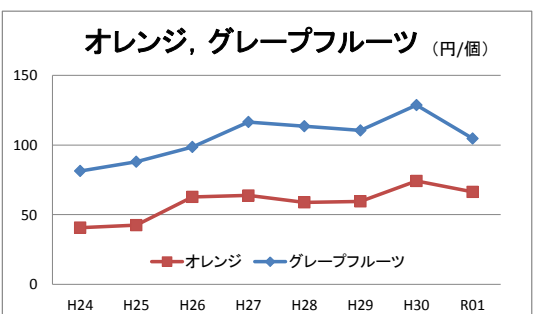
C類(冷凍食品)



F類(野菜)



G類(果物)

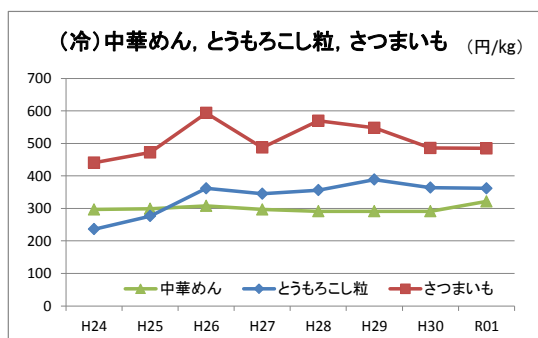
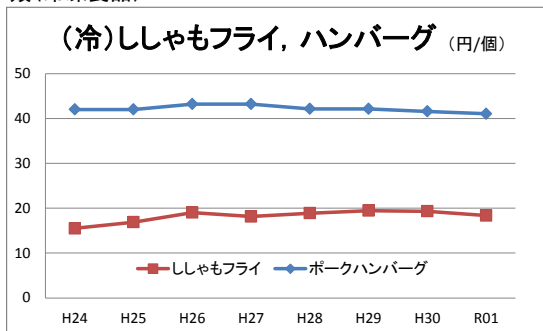


食材価格の動向②

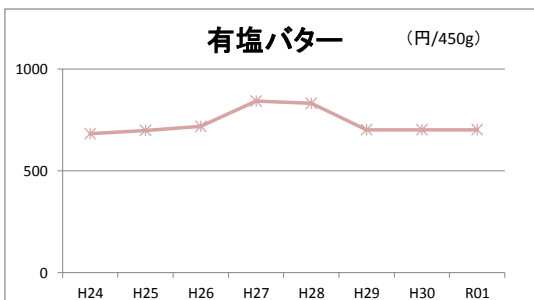
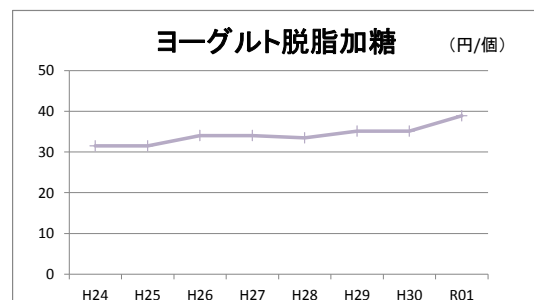
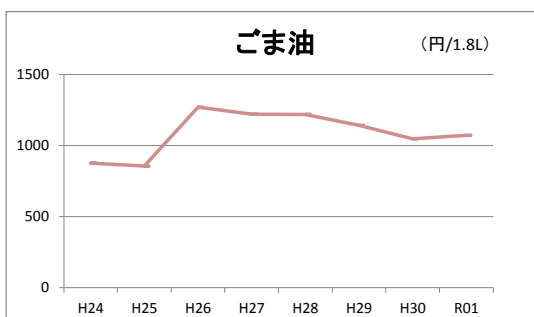
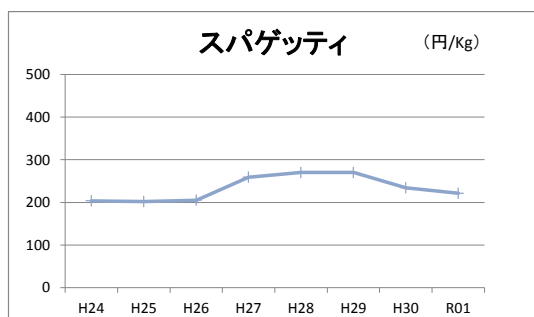
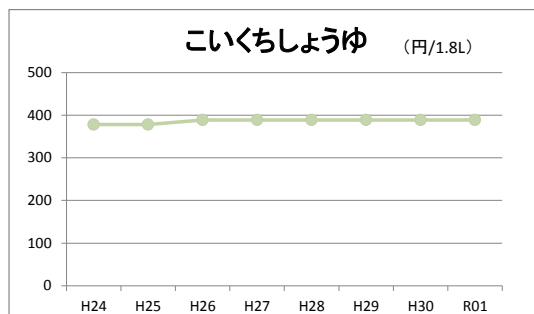
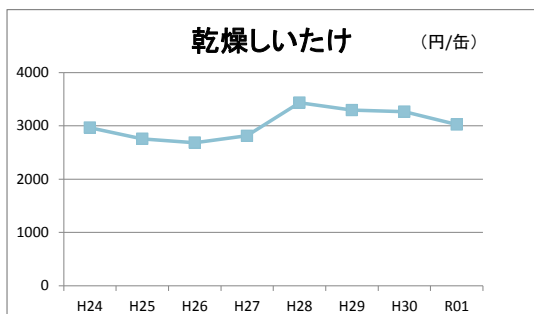
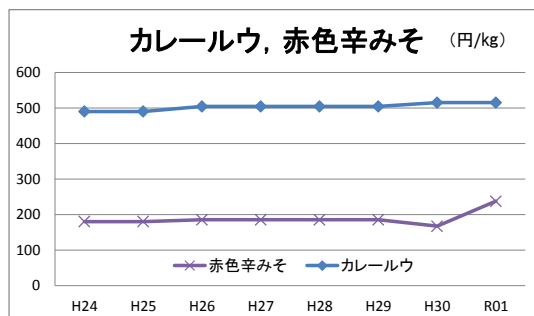
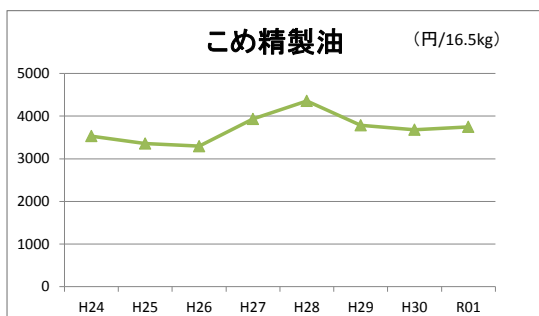
※消費税込み

(単独調理校における年間または前・後期契約での共通物資の契約価格。平成31年度は前期のみの価格)

C類(冷凍食品)



H類(一般物資)



他都市の学校給食費の状況（平成31年4月現在）

○宮城県内市 小学校(高学年)

降順	都市名	単価	直近の改定時期
—	平均値	266円	—
1	気仙沼市	282円	31年4月
2	岩沼市	280円	26年4月
3	角田市	277円	31年4月
4	塩竈市	276円	31年4月
4	白石市	276円	21年4月
6	富谷市	275円	31年4月
7	栗原市	274円	26年4月
8	東松島市	265円	27年4月
8	名取市	265円	31年4月
10	大崎市	261円	31年4月
11	多賀城市	254円	26年4月
12	石巻市	246円	26年4月
13	仙台市	245円	25年4月
14	登米市	241円	19年4月

○宮城県内市 中学校

降順	都市名	単価	直近の改定時期
—	平均値	319円	—
1	気仙沼市	345円	31年4月
2	白石市	332円	21年4月
3	塩竈市	331円	31年4月
4	角田市	330円	31年4月
5	栗原市	327円	26年4月
6	東松島市	326円	27年4月
7	名取市	325円	31年4月
7	岩沼市	325円	26年4月
7	富谷市	325円	31年4月
10	大崎市	323円	31年4月
11	登米市	300円	19年4月
12	多賀城市	298円	26年4月
13	石巻市	293円	26年4月
14	仙台市	290円	25年4月

○政令指定都市 小学校(高学年)

降順	都市名	単価	直近の改定時期
—	平均値	257円	—
1	浜松市	291 円	29年4月
2	千葉市	288 円	31年4月
3	新潟市	287.92 円	31年4月
4	静岡市	280 円	29年4月
5	川崎市	270 円	30年4月
6	札幌市	268.81 円	30年4月
7	横浜市	266.12 円	30年9月
8	岡山市	265 円	29年4月
9	京都市	262.44 円	27年4月
10	相模原市	260 円	28年4月
10	神戸市	260 円	29年4月
12	広島市	250 円	27年12月
13	仙台市	245 円	25年4月
14	さいたま市	244 円	26年4月
15	福岡市	243.15 円	27年4月
16	熊本市	243 円	26年4月
17	堺市	235 円	26年4月
18	大阪市	233 円	27年4月
19	北九州市	229 円	26年4月
20	名古屋市	225.95 円	21年4月

○政令指定都市 中学校

降順	都市名	単価	直近の改定時期
—	平均値	309.33 円	—
1	新潟市	351.93 円	31年4月
2	浜松市	350 円	29年4月
3	京都市	329.44 円	27年4月
4	静岡市	325 円	29年4月
5	千葉市	320 円	31年4月
5	川崎市	320 円	30年4月
7	札幌市	317.22 円	30年4月
8	岡山市	317 円	29年4月
9	堺市	310 円	26年4月
10	神戸市	300 円	29年4月
10	大阪市	300 円	27年4月
10	広島市	300 円	27年12月
13	さいたま市	298 円	26年4月
14	相模原市	295 円	28年4月
14	熊本市	295 円	26年4月
16	北九州市	291 円	26年4月
17	仙台市	290 円	25年4月
18	福岡市	289.47 円	27年4月
19	名古屋市	278.24 円	21年4月
—	横浜市	未実施	—

栄養量の確保について

1

1 前回審議会の栄養量・献立内容の試算

- ▶平成31年2月8日の審議会において、給食費を30円、40円、50円改定した場合の栄養量・献立内容の試算を提示。
- ▶試算では、30～50円の改定により栄養量・献立内容は充実するが、全ての栄養素で学校給食摂取基準を充足することは難しい見込み。

校種	改定額 試算	摂取基準に達しないと見込まれる栄養素(充足率:%)
小学校	30円	鉄(90)、ビタミンB1(98)、食物繊維(92)
	40円	鉄(97)、食物繊維(92)
	50円	鉄(97)、食物繊維(92)
中学校	30円	カルシウム(86)、マグネシウム(99)、鉄(88)、ビタミンA(98)、 ビタミンB1(94)、食物繊維(85)
	40円	カルシウム(86)、鉄(93)、ビタミンB1(96)、食物繊維(86)
	50円	カルシウム(90)、鉄(93)、ビタミンB1(98)、食物繊維(91)

※平成30年6月時点の食材価格による試算

2

2 摂取基準を充足するための工夫

- ▶平成31年2月8日の審議会では、多くの政令市で摂取基準に達していない「鉄」、「食物繊維」を充足している政令市の取組事例を紹介。
- ▶充足している政令市では、主に以下の2通りの取組を実施。

取組	内容	課題・懸念
①摂取しづらい栄養素を豊富に含む食材を積極的に使用	あさり、小松菜、レバー、豆類等を高頻度・定期的に提供	献立内容の固定化、使用食材のバランス低下
②栄養強化食品を使用	鉄や食物繊維が強化されたハンバーグ、ヨーグルト、ゼリー、チーズ等を提供	可能な限り通常の食材での栄養摂取が望ましい

3

3 栄養量改善に向けた検討

<現状>

- ▶本市では、特定の栄養素の摂取を目的とした栄養強化食品の使用は行っていない。

<栄養量の確保における課題>

- ▶通常の食品の組み合わせによる献立では、全ての栄養素で摂取基準を充足するには、小学校80円、中学校95円の改定が必要であることに加え、豆類等使用食材が限られ、多様な献立作成に支障が生じる。

<他都市の事例を参考にした検討>

- ▶保護者負担の増加を抑制しつつ、栄養量を改善する方策として栄養強化食品（鉄分を強化したヨーグルト、食物繊維を強化したゼリー等）の使用を検討。

4

4 栄養強化食品を使用した場合の試算

- ▶他都市での使用事例を参考に、栄養強化食品を使用した場合の栄養量・献立内容を試算。
- ▶栄養強化食品を一定程度取り入れることで、小学校では35円、中学校では45円の改定により摂取基準を充足できる見込み。

校種	改定額 試算	摂取基準に達しないと見込まれる栄養素(充足率:%) ※栄養強化食品使用時
小学校	30円	食物繊維(98)
	<u>35、40、50円</u>	なし
中学校	40円	カルシウム(89)、ビタミンB1(96)、食物繊維(88)
	<u>45円、50円</u>	なし

※平成30年6月時点の食材価格による試算

5

5 栄養強化食品について

- ▶試算では、以下の品目の栄養強化食品を献立に取り入れている。

品目	栄養素
ハンバーグ	鉄、カルシウム、食物繊維
かぼちゃコロッケ	鉄、食物繊維
えびカツ	カルシウム
肉団子	鉄、カルシウム、食物繊維
ぎょうざ	鉄、カルシウム
スライスチーズ	カルシウム
のりふりかけ	カルシウム
ヨーグルト	鉄
ゼリー	鉄、食物繊維、ビタミンC
チョコプリン	鉄、カルシウム、食物繊維
牛乳プリン	カルシウム

6

6 栄養強化食品使用の考え方

- ▶ 栄養強化食品を一定程度献立に取り入れることにより、栄養量の改善のため必要となる改定額を抑制しつつ、多様な食品を組み合わせた献立作成を維持しながら、栄養量の改善を図ることができる。
- ▶ 実際に使用する場合には、品目・頻度等について現場の実情に応じた献立への取り入れ方の検討や、使用の趣旨や効果に関する保護者への周知に留意する必要があると考えられる。

地場産物の利用促進について

1

1 食育について

- ▶ 学校給食は、「適切な栄養摂取」と「食育」を目標に実施。
- ▶ 給食費改定の検討に当たり、栄養量の改善だけではなく、食育の充実の観点も重要。

＜食育の観点＞

- 食に関する知識・判断力や望ましい食習慣の涵養
- 様々な食に触れられる多様な食品の使用
- 食文化や生産への関心・理解を深める行事食、郷土料理、**地場産物等の活用**
- 日常や将来の食事づくりの指標となる主食、主菜、副菜を基本とした献立
- 教科における食に関する指導との効果的な関連

2

2 地場産物を使用した献立の事例



『ごはん・梅干・牛乳・ずんだだんご
金華さばの胡麻塩焼き・蓮根のきんぴら』
～ずんだだんご、梅干は角田産
蓮根は伊豆沼産を使用した給食～



『麦ごはん・味付け海苔・牛乳・呉汁
銀鮭の味噌マヨネーズ焼き・雪菜のおひたし』
～志津川の銀鮭、石巻産の海苔
宮城県産の大豆、雪菜を使用した給食～

3

3 地場産物の利用

(1)本市学校給食の地場産物利用割合

地場産物利用割合※ (H30年6月)	仙台市食育推進計画[第2期] における評価指標
27.3%	30.1%

※県内で生産、収穫、水揚げされた農林水産物及びそれらを主原料として生産された食品

(2)宮城県の主な地場産物や特産物

種類	品目
野菜・果物	えだまめ、ゆきな、そらまめ、きゅうり、みょうが、つるむらさき、曲りねぎ、ちぢみほうれんそう、仙台白菜、せり、パプリカ、れんこん、いちご、梨、りんご等
海産物	ぎんざけ、金華さば、かつお、さんま、ほや、三陸わかめ、のり等
特産物	仙台味噌、白石温麺、あぶらふ、あおば餃子、笹かまぼこ、ずんだ餅等

4

4 地場産物の利用促進について

▶使用食材の地場産物への変更事例

使用食材		地場産物
しろさけ切り身	➡	ぎんざけ切り身
餃子	➡	あおば餃子
わかめ(韓国産)	➡	三陸わかめ
味噌	➡	仙台味噌

- 地場産物は価格が高い場合も多く、献立に取り入れづらくなっている。
- 給食費改定により、一定程度の品目・回数が増加につながると考えられる。

5

参考

<行事と関連した献立提供の事例>

社会的行事

サッカーワールドカップ、
オリンピック、
G7、防災会議、APEC、
伊達政宗生誕450年、
市制100周年 等



学校行事

進級・入学祝い、運動会がんばれ給食、
開校記念日給食、陸上記録会応援給食、
学習発表会がんばれ給食、
図書祭り絵本給食、
給食週間、卒業バイキング



6

<教科と連携した取組事例>

○生活科・総合的な学習の時間に栽培した野菜などを給食で提供

- ・1・2年生：さつまいも（大学芋、さつまいもごはん）
- ・3年生：大豆（白玉きなこ、おからドーナッツ）
- ・4年生：白菜（中華飯）、味噌（味噌汁）
- ・5年生：米（ごはんの食べ比べ）

○一連の学習として
給食でも体感
○活動の意味・流れの理解

○家庭科の授業で考えた献立を給食で実際に提供

テーマ：「学校みんなに食べてもらいたい献立」

- ・配布する献立表で、6年生が考えた献立として紹介
- ・献立を考えた本人が、昼の校内放送でおすすめポイントを紹介

児童の思いの実現

7

<生産者等との連携事例>

生産者や料理人の思いを感じる

- 宮城県のかぼちゃ、パプリカ、いちご、きのこ
- 青森県のりんご ○和歌山県の南高梅
- 愛媛県愛南町の鰹と鯛
- 料理人さんが考えた献立



感謝の心



授業で学び、
給食で食べて体感



外部団体との連携

8

食材価格の状況について

1

1 納入業者ヒアリング①

- ▶本市の学校給食用食材における今後の価格上昇の見込みについて、単独調理校及び学校給食センターへの納入実績が多い4業者を対象に実施

ヒアリング項目	主な回答
消費税率改定の影響が生じる時期	<ul style="list-style-type: none">▶10月にすぐに納入価格へ生じる影響は少ないのではないか。▶はじめに市販用食品が値上げされた後、数か月後に業務用食品の値上げが徐々に行われるのではないかと。▶10月に値上げし、便乗値上げと受け取られることを避けるため、10月以前に値上げが行われるのではないかと。
値上がり幅の想定	<ul style="list-style-type: none">▶想定は難しいが、消費税率改定の影響も含め概ね2～10%程度と考えられる。▶消費税率改定の影響は直前にならないとはっきりしたことは言えない。
値上がりの要因	<ul style="list-style-type: none">▶原材料費、人件費、物流費、包装資材費のコスト増▶人手不足、配送ドライバー不足
その他	<ul style="list-style-type: none">▶近年、原材料費や人件費などのコストが増加しており、品目によってはメーカーによるH31.4月からの値上げ要請があった。

2

1 納入業者ヒアリング②

<まとめ>

- ▶消費税率改定の影響は10月にすぐに生じる訳ではないという見方が
ある一方、税率改定前に値上げが行われるのではという見方もあった。
- ▶価格の上昇の程度について、品目により概ね2～10%程度と考
えているものの、直前にならないと分からないとの見方が多かった。
- ▶近年の原材料費、人件費等の上昇により、品目によってはメーカーに
よるH31.4月からの値上げ要請があった。

3

2 食材の契約価格の状況①

(1) 年間・半年契約の食材(調味料等)

- ▶単独調理校・学校給食センターで年間(H31.4～R2.3)又は半年
(H31.4～R元.9)で契約している調味料等の契約価格を前年度と比較した。
※品目例:砂糖、塩、味噌、醤油、スパゲッティ、マカロニ、乾燥わかめ、乾燥こんぶ、果物缶等

区分	品目数	契約価格の前年度比平均
単独調理校	127品目	-1.25%
学校給食センター	184品目	-2.43%



R元年度の年間・半年契約の食材の価格は、前年度と比べ下がったものが多
かった。(見積合せによる競争効果、納入業者の営業努力)

4

2 食材の契約価格の状況②

(参考)市販用食品の値上げ状況

▶ 大手メーカーでは、市販用食品の値上げが相次いでおり、今後給食用の食材にも影響が生じる可能性がある。

品目	時期	値上げ幅
冷凍食品(唐揚げ、ハンバーグ等)	H31.3	3~7%
冷凍食品(ぎょうざ、しゅうまい、デザート等)	H31.3	2~10%
家庭用冷凍食品	H31.3	5~13%
ぎょうざ等冷蔵食品	H31.4	3~6%
冷凍食品	H31.4	3~8%
冷蔵麺製品	H31.4	3~9%
家庭用食塩	H31.4	6~25%
コンソメ、塩	H31.4	7~11%
牛乳・ヨーグルト	H31.4	1~8%
サバ缶	H31.4	7~10%
家庭用油(サラダ油・オリーブオイル)	R元.6	4~12%
トマトジュース・野菜ジュース	R元.7	5~10%

5

2 食材の契約価格の状況③

(2) 主食(パン・ごはん)、牛乳

▶ 主食(パン・ごはん)、牛乳の契約価格(税込)の前年度との比較は下表のとおり

校種	種類	H30年度	R元年度	価格上昇
小学校	主食	61.4円	62.1円	0.7円
	牛乳	47.3円	47.7円	0.4円
	合計	108.7円	109.8円	1.1円
中学校	主食	72.4円	73.1円	0.7円
	牛乳	47.3円	47.7円	0.4円
	合計	119.7円	120.8円	1.1円

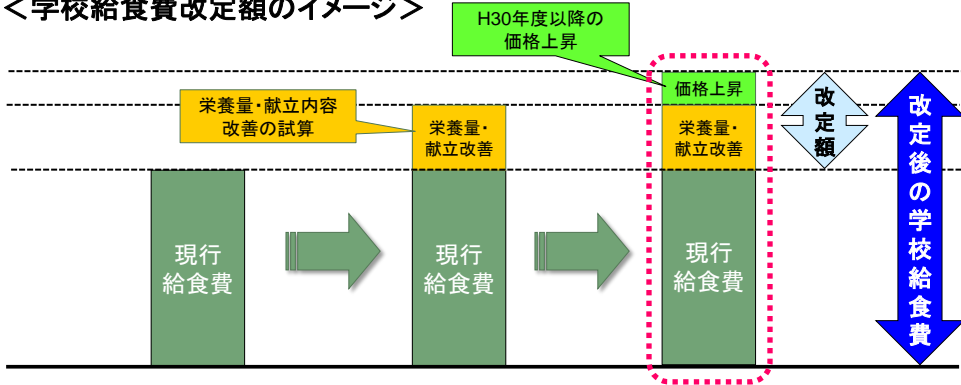
前年度と比較すると、**1.1円**価格が上昇した。

6

学校給食費改定額の考え方について

- ▶ H30.6月の食材価格を基にした試算の改定額(栄養量・献立内容の改善)に、H30年度以降の価格上昇(α円)を加え、給食費改定額とすることが妥当と考えられる。

<学校給食費改定額のイメージ>



1

異なる給食費単価の統一について

1 概要

- 宮城・秋保地区の単独調理校の給食費単価は、他の学校と比べ小学校は6円、中学校は5円低くなっている。
- 宮城・秋保地区の単独調理校では、自校調理場により炊飯していること、他の学校と比べ週の米飯回数が1回多いという運用の相違がある。

校種	種別	給食費単価	学校数（児童生徒数） R1.5.1現在
小学校	単独調理校（宮城・秋保）	<u>239円</u>	14校（4,791人）
	上記以外の学校	245円	106校（47,791人）
中学校	単独調理校（宮城・秋保）	<u>285円</u>	1校（78人）
	上記以外の学校	290円	63校（24,145人）

2 給食費単価の改定状況

- 地区による給食費単価の相違は、合併後の給食費改定の際に徐々に縮小されている。

年度	小学校				中学校				経過
	仙台	泉	宮城	秋保	仙台	泉	宮城	秋保	
S57年度	182				223				改定
S62年度	↓	190	192	175	↓	230	239	210	宮城町・泉市・秋保町合併
H2年度	190	↓	↓	185	230	↓	↓	225	仙台・秋保改定 (仙台・泉が同額)
H4年度	205	205	200	200	245	245	240	240	全地区改定 (宮城・秋保が同額)
H11年度	225	225	219	219	268	268	263	263	全地区改定 小20円・19円/中23円
H25年度	245	245	239	239	290	290	285	285	全地区改定 小20円/中22円

3 給食費公会計化による給食費の取扱いの変更

- 平成31年4月からの学校給食費公会計化により、給食費は学校単位の会計による「その学校の給食に係る食材費」としての管理から、本市予算による「本市全体の給食に係る食材費」としての管理になる。
- 本市では、単独調理校・給食センター等の異なる提供方式が併存し、学校・給食センターごとに独自に献立作成を行っているが、学校給食摂取基準等を基に、栄養量等は同等の水準となっている。

H30年度 給与栄養量 (6月・11月の平均値)		エネルギー kcal	たんばく質 g	脂質 g	カルシウム mg	鉄 mg	ビタミン				食物繊維 g	食塩相当量 g	マグネシウム mg
							A	B ₁	B ₂	C			
							μgRE	mg	mg	mg			
小学校	単独調理校（宮城・秋保）	627	24.6	19.5	340	2.1	220	0.35	0.51	26	4.1	2.6	95
	上記以外の学校	620	24.4	20.3	341	2.0	219	0.36	0.51	25	4.1	2.5	93
中学校	単独調理校（宮城・秋保）	808	30.5	22.8	391	3.0	246	0.45	0.58	28	5.2	3.6	111
	上記以外の学校	811	30.4	24.1	366	2.8	279	0.43	0.58	30	5.2	3.3	115

4 異なる給食費単価の統一

- 宮城・秋保地区の単独調理校においても、公平性の観点から「本市の学校給食」の食材費として同等の負担とすることが必要と考えられる。
- 異なる給食費単価を統一する時期については、現在検討を進めている給食費改定と合せることが妥当と考えられる。